

「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」に
基づく要請に対する検討結果等（調査票）

・区政に関する広聴事業として「意見交換会」実施時に聴取した内容

実施日	広聴事業名	No	要望内容
令和2年10月10日(土)	令和2年度 事例研究のつど い&特別講演会	3	与野駅前通りを使った催しを行うための方策について

・令和3年9月1日現在の対応または検討結果について回答してください。

回 答 （貴課における対応または検討結果内容について）	
<p>与野駅前通りを含む道路区域における催しとなる路上イベントは、道路占用許可が必要になります。路上イベントは地域の活性化や都市における賑わいの創出等を目的にしており、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むものとされています。このため、道路の占用は道路の本来の機能を阻害するものなので極力抑制するものですが、地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可にあたっては、弾力的な判断を行うことにより道路管理者として支援しています。</p> <p>なお、道路占用許可に伴う占用料につきましては、さいたま市道路占用料徴収条例に基づいて占用料の額を、さいたま市道路占用料徴収条例施行規則に基づいて減免の基準を定めています。</p>	
担当課	建設局 南部建設事務所 土木管理課